

## 生駒市情報公開条例の一部を改正する条例

生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の生駒市情報公開条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後にされる公文書の開示の請求について適用し、同日前にされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

○ お問い合わせ先            文書課情報公開室（内線262）